

低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)について

対象者には通知を郵送します

令和5年度に引き続き、対象者に1世帯あたり10万円と児童1人あたり5万円の給付金を支給します。

また、定額減税しきれないと見込まれる人に調整給付金を支給します。

支給対象

- ① 6月3日(月)時点で裾野市に住民登録があり、世帯の全員が定額減税前において、令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税の世帯
- ② ①の世帯で18歳以下(平成18年4月2日以降出生)の児童がいる世帯
- ③ 令和6年1月1日時点で裾野市に住民登録があり、定額減税しきれないと見込まれる人

※①②について令和5年度の支給対象となっている世帯、および他市区町村で同種の給付金を受け取っている世帯は対象外です。

内容

- ① 1世帯あたり10万円
- ② 児童1人あたり5万円
- ③ 定額減税しきれないと見込まれる額(人により給付金の額が異なります)。

申し込み

対象者には8月上旬に通知を郵送します。

問合せ/給付金コールセンター

TEL 050-5369-9488

※コールセンターの受付開始は、8月1日(休)からです

他詳細は決まり次第
市公式ウェブサイト
などで公開します。



総合福祉課 995-1819

防災行政無線の受信機の貸与 演習通報や市からのお知らせをしています

市では、東富士演習場の演習通報や市からのお知らせ、災害時の緊急情報などを無線放送でお知らせするため、戸別受信機を貸し出しています。

災害発生時に備え、受信機を借りていない世帯主は貸与を受けてください。

戸別受信機は、製造年度が古いものから順次デジタル受信機へ更新を行っています。



防衛省(民生安定助成事業)
デジタル化は防衛省の補助金を活用しています。

世帯主に無償で貸し出し

市に住民登録している世帯主に、無償で1台貸し出しています。危機管理課で手続きを行ってください。

転出・転居する場合は

市外に引っ越すときは、建物内に置いたままにせず、危機管理課または各支所へ返却してください。建

物の建て替え時に処分してしまわないよう注意してください。転居する場合は危機管理課で住所変更の手続きを行ってください。



アナログ受信機



デジタル受信機

故障かなと思ったら

雑音や、放送が入らない場合は、電波の状況が悪い可能性があります。次のことを試しても状況が変わらなければ受信機を危機管理課へ持参してください。

- アンテナを真上または真下に立てる。
- コンセントを挿す場所を変え、置き場所を変える。

危機管理課 995-1817